

伊方町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年1月7日（水）13:25～14:01

2. 開催場所 伊方町役場 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 11人

会長 6番 井上 利彦
委員 1番 上甲 覚
4番 高野 晃一
7番 兵頭 英樹
8番 米田 慎一郎
9番 濱本 虎夫
10番 中田 初美
11番 松本 虎彦
12番 木野本 伸行
13番 梶原 知樹
14番 津田 正利

②欠席委員 3人

2番 土居 裕子
3番 阿部 弘喜
5番 大野 信幸

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 なし

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会議の決定について

日程第3 報告第32号 時効取得について

日程第4 報告第33号 時効取得について

日程第5 報告第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

日程第6 報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

日程第7 報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

日程第8 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について（贈与）

日程第9 議案第24号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

日程第10 議案第25号 伊方農業振興地域計画の変更に対する意見について

日程第11 議案第26号 伊方農業振興地域計画の変更に対する意見について

6. 出席した事務局職員

主任 中村 吉裕

主事 宮本 聖真

7. 会議の概要

事務局	それではただ今から、1月の定例総会を開会いたします。 開会にあたりまして、井上会長からご挨拶をお願いします。
会長	あいさつ
事務局	ありがとうございました。 それでは、井上会長に議事進行をお願いします。
議長	ただ今から、1月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名 11名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、2番・土居委員、3番・阿部委員、5番・大野委員は、欠席の旨通告 がありましたので、ご報告します。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただく ことに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、12番、木野本委員、14番、津田委員にお願いいたします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日の1日と決定しました。
議長	それでは、日程第3～4「報告第32号～33号の時効取得について」一括 して事務局から報告をお願いします。
事務局	1ページの、報告第32号をご覧ください。 (報告書説明) つづいて、2ページの、報告第33号をご覧ください。 (報告書説明) 民法第162条の規定により、時効取得は認められており、その場合、農 地法の許可は不要となります。 以上で説明を終わります。
議長	ただ今事務局から報告がありましたが、この件について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑がないようですので、次に移ります。
議長	日程第5～7 報告第34号～36号 農地法第3条の3第1項の規定 による届出（相続）について」事務局から、一括して報告をお願いします。
事務局	それでは、3ページ、報告第34号をご覧ください。 つづいて、4ページの報告第35号をご覧ください。 5ページ、報告第36号をご覧ください。 (順次報告) 相続の届出です。報告を終わります。

議長	ただ今事務局から報告がありましたが、質疑はありませんか。 質疑がないようですので、次に移ります。
議長	日程第8「議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請（贈与）について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、6ページ、議案第23号をご覧下さい。 7ページに位置図を載せております。 場所は、川永田になります。 (議案説明) 譲渡人と譲受人は親族関係であり、譲受人の父親が離農するにあたって、息子が勤め人を辞め、後継者として営農するにあたり、叔父名義の農地を贈与による所有権移転を行い、経営主として農業に精進する。許可があり次第、登記を行いたい。 以上、ご審議よろしくお願いします。
議長	ただ今の事務局の説明に関連して、事務局から報告をお願いします。
事務局	急遽、都合により欠席した阿部委員から報告を預かっておりますので、代理で報告させていただきます。 (阿部委員の意見) 親族間で相談した結果、農地を譲ることになったみたいです。 まじめに耕作していますので、地域農業になんら問題はないと思います。 ご審議よろしくお願いします。
議長	ただ今事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑・意見なし) よろしいですか、それでは採決致します。議案第23号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。 それでは、つぎに移ります。
議長	日程第9「議案第24号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題と致します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	8ページ、議案第24号をご覧下さい。 この議案は、伊方町長より令和7年12月19日〆で農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の決定を求められています。 利用権の設定する計画が2件で5筆、面積は4,335m ² です。 (議案説明) 以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。ただ今事務局からの説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

- 議長 ご質問・ご意見はありますか。
(質疑・意見なし)
よろしいですか、それでは採決致します。議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。
- 議長 日程第10~11「議案第25号~26号 伊方農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」一括して議題と致します。
なお、質疑はそれぞれ行います。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 9ページをお願いします。
(議案説明)
この議案は、伊方町長より令和7年12月3日付けで伊方農業振興地域整備計画の変更、農地除外に対する意見を求められています。
まず、初めに、農振農用地（農振法）について概要を説明します。
県が指定する農業振興地域の中で、町が今後10年以上、農業利用を確保すべき土地として定めた区域内の農地を指し、通称「青地」とも呼ばれ、次に「白地」の2種類があります。
特に、青地は農業生産性の高い優良な農地が対象で、原則として宅地や商業施設など農業以外の目的への転用は厳しく制限されています。
対する白地はエリアには入っているけど集団性や生産性の低い青地に対して、比較的緩やかな規制の農地です。
しかし、転用するには、「農振除外」という手続きが必要になり、関係機関、土地改良区、農業委員会、町、県の意見を聞くことになっております。
今回は、2件合せて白地の申請となっておりますので、それぞれの関係資料がまとまりましたので、合せて除外手続きに入る次第です。
まず、議案第25号について、1番目、目的ですが四国電力の駐車場の排水施設を改良整備し、豪雨災害に対応する為、安全対策の向上を図ることにしておりますので内容は変わりません。
2番目の変更申請地は九町アラカヤ2番耕地822番1の農地です。
この農地は農振の白地でございます。
3番目の変更要件について、農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない事について、一体的な土地利用に、支障はないと判断される。
また周辺に支障は無く、補助事業等での返還金の発生もございませんので、伊方町から農振除外することに問題は無いと判断しており、その意見を求められています。
農業委員会としては、10月の総会で非農地証明を先行して手続きをしております。
農地から現況の山林へ地目変更してもうことにしております。
以下は、先般の水路整備計画から目的が変わったので、省略します。
以上で、議案第25号の説明を終わります。

- 議長 ただ今、事務局からの説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見はありますか。
(質疑・意見なし)
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第25号について意見書を交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第25号については、意見書を交付することに決定いたしました。
(次に移ります。)
- 事務局 議案第26号について説明します。
19ページをお開き下さい。
1番の変更理由について、原子力発電所の施設基準が厳しくなり、より安全側に対策を講じる事を目的として、新たな緊急時作業場の確保を設置したい申出がありました。
これは、事業者が国の安全基準に対応する為でありますと、内容的には、公的機関が道路を作る時の公共転用と同じかなと思います。
公益性の高い企業なので段階的に各種手続を行っております。
2番の面積と4番の土地所有状況については、20～21ページに載せておりますが、農地が14筆13,683m²、一体利用地とし、山林等が38筆68,642m²で合計82,325m²の事業計画としております。
3番の変更要件については、まず、ここ以外に代替え地がないこと、これは、22ページの除外理由・選定理由は次のとおりで、国・県の安全基準を満たすため、緊急時作業スペースを確保するために農振除外をまず行い、次に土地選定理由としては、安定した平野部を造成する為、23ページ四つのエリアに分割して考えており、造成計画を検討した結果、西1、西2エリアが望ましい結果となりました。
(詳細読み上げ)
24ページに今回の選定地として西1、西2に整備計画の高評価の検討結果の場所を載せております。
25ページは事業範囲を示しております。
26ページは造成計画平面図でございますが、黄色の平地部が7,400m²、法面8,500m²で、里道の赤線は279m²水路の青線93m²となっております。これは別途所管課の建設課と協議する予定となっております。
27ページにのり面の造成計画平面図を載せております。
28ページに各種断面図を載せております。
(順に説明)
30ページから36ページについて現況写真を載せています。地目上、農地法の適用を受けていますが、順番にご覧のとおり、山林化されており、農地性の低い土地となっております。
(順に写真説明)
今回は伊方町の農振除外判断について、農業委員会の意見書を交付するかどうかですので、今後、農地法の非農地証明と農地法第5条のどちらの申請にすることについては、面積も広いこともありますので、別に議案として検討したいと考えております。
ただ、事前に関係機関の担当者レベルではこれはまず農地性があるかどうか

事務局	か、農業委員会が将来守るべき農地なのかという2点についてどうかということを言っていましたので、委員の皆様には農地法の適用について、また改めて、ご意見を別に聞きますので、その時までご検討を宜しくお願ひします。 したがいまして、今回は農振除外するかどうかの意見をお聞きしますのでよろしくお願ひします。 事務局としては、各種条件を検討した結果、法面を形成して、平地部を造成し、周辺の環境や地山とのバランスを考慮し、水路や安定勾配で地形と調和した整備がおこなえる設計をしていますので、問題は無いと考えています。 また、国・県の防災計画に則り、地元企業として、誠実に実施に向けて準備しているところです。 その他、関連機関と別途協議中のことです。 以上で説明を終わります。ご審議宜しくお願ひします。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご質問・ご意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	よろしいですか、それでは採決いたします。議案第26号について原案のとおり意見書を交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第26号については、意見書を交付することに決定いたしました。

8 閉会

(終了時間 14:01)